明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則（人事院九―四九―四二）　一

〔告　示〕
○離島振興法の規定に基づき、離島振興対策実施地域を指定した件（総務・農林水産・国土交通六）　二
○離島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件（同七）
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（厚生労働三二五）　三
○労働者災害補償保険法第八条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める額を定める件（同三二六）
○労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件（同三二七）
○労働者災害補償保険法第十六条の六第二項等の厚生労働大臣が定める率を定める件（同三二八）
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（経済産業一四八）　四
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件（同一四九）
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件（同一五〇）　五
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件（同一五一）
○運輸審議会件名表が改定された件（国土交通八八七）　六
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（同八八八）
○砂防法第二条の土地を指定する件（同八八九）
○海上における射撃訓練等を実施する件（防衛一四五）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（同一四六、一四七）
○都市計画に関する件（東北地方整備局一三八）
○道路に関する件（関東地方整備局三〇二、三〇三）
○道路に関する件（中国地方整備局八六、八七）
○道路に関する件（九州地方整備局一〇九）

〔国会事項〕
内閣　内閣府　復興庁　総務省　四

〔人事異動〕
内閣　内閣府　復興庁　総務省　五

〔叙位・叙勲〕
内閣　内閣府　復興庁　総務省　六

〔皇室事項〕
内閣　内閣府　復興庁　総務省　七

〔官庁報告〕
産業
標準仕様書（TS）の公表について（国土交通省）　七
労働
船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（関東地方交通審議会）　九

〔公　告〕
諸事項　九

官庁
保険業法に基づく供託金取戻し、財団、有権者申出方、犯罪被害財産支給手続開始決定関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九
特殊法人等
平成二十六年度共済組合の決算（農林水産省・林野庁）関係　一〇
会社その他　二六

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四九（地域手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年七月二十八日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―四九―四二

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を次のように改正する。

附則別表百分の四の項中「鴻巣市」を「鴻巣市深谷市」に改め、同表百分の一の項中「新潟県のうち新潟市」を「新潟県のうち新潟市石川県のうち河北郡内灘町」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則別表百分の一の項及び別表第一石川県の項の改正規定は、平成二十七年八月一日から施行する。

2　この規則による改正後の規則九―四九附則別表百分の四の項及び別表第一埼玉県の項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（平成二十六年八月一日から平成二十七年三月三十一日までの間における埼玉県深谷市に係る地域手当）

3　平成二十六年八月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において、埼玉県深谷市は、人事院規則九―四九―四〇（人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則）による改正前の規則九―四九別表第一の規定にかかわらず、給与法第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域であり、かつ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）第二条の規定による改正前の給与法第十一条の三第二項の地域手当の級地について同項第六号に規定する六級地であったものとする。